

農地改良の取扱いに関する要領

(主旨)

第1条 この要領は、水田の畑地転換や畑の盛り土などの農地改良（以下「農地改良」という。）に関し、農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条による農地転用制度との整合を図るための取扱いに係る事務等に関し必要な事項を定めることにより、農地管理の適正化に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この取扱いにおいて「農地改良」とは、農地の生産性を向上させるため、地権者自らが行う客土を伴う農地かさ上げ等の行為をいう。

2 3か月以内で、かつ3,000m³未満の事業を対象とする。ただし、市街化区域においては、この限りではない。

3 土木業者等が農地を土捨て場として利用し、その結果として農地改良につながる場合は、土捨て行為自体が転用行為に当たり、一時転用として県許可（市街化区域内にあっては、転用の届出）を要する。

4 進入用通路については、作業のための重機や土砂運搬車両を通過させるため、農地性が損なわれない3か月以内の板敷きや鉄板敷き等の行為については、対象としない。

5 事業を細分化し、許可を免れることを防止するため、同一事業者による事業で、農地が連たんしている場合、又は事業（許可不要事業を含む。）を完了後、6か月以内に農地を換えて工事を継続させる場合は同一事業とみなす。

6 「農地改良」か「土捨て」かの区別が困難な場合は、申請書の精査や現地調査を実施の上、判断する。判別不可能の場合においては、地権者と事業者による農地法第4条又は第5条の一時転用許可（市街化区域内にあっては農地法第4条又は第5条の届出）が必要なものとする。

(手続き)

第3条 対象となる農地改良を行おうとする者は、事前に農地改良届出書（以下「届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 届出書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 土地の全部事項証明書
- (2) 位置図、見取図、公図
- (3) 事業計画書、造成後の作付体系計画書
- (4) 水利権者・農区等同意書（市街化区域において昭和46年以降の区画整理事業施行区域で、換地登記の完了した土地は除く。）
- (5) 土地改良区の意見書（ほ場整備地である場合に限る。）
- (6) 隣接農地の所有者及び耕作者の同意書（市街化区域を除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

3 前項第4号から第6号までの規定について、特別な事情で同意書がとれない場合は、説明を行った日時・説明内容及び同意が取れない理由を記載した疎明書でこれに代えることができる。

4 届出書に係る農地（以下「届出地」という。）に耕作者がいる場合には、土地所有者及び耕作者が連名でこれを行わなければならない。

（確認）

第4条 委員会は届出地が属する担当委員に意見書の提出を求め、総会で審議を行うものとする。

2 前項の審議の結果、届出地が農地として適正に造成されると判断された場合にあっては、委員会は農地改良確認書（以下「確認書」という。）を交付し、届出地が農地として適正に造成されないと判断された場合にあっては、委員会は必要な指導又は助言を行い、事業内容の是正を求めるものとする。

3 委員会は、前項の是正が行われた後、総会での審議を経て、確認書を交付するものとする。

（他法令との調整）

第5条 届出書が提出されたときは、農地改良を行うために必要な他法令に基づく許認可に係る手続の状況を確認し、所管部局と十分に連絡調整するものとする。

2 関係する主な他法令と対象は、次のとおりである。

- (1) 姫路市開発事業における手続き及び基準等に関する条例

- ア 市街化区域において、面積が 500 m²以上で、切土又は盛土を行う行為
- イ 市街化調整区域において、面積が 500 m²以上で、切土又は盛土を行う行為
- ウ 都市計画区域外において、面積が 1,000 m²以上で、切土又は盛土を行う行為

(2) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例

- ア 面積が 1,000 m²以上で、埋立ての地盤の最も低い地点と埋立後の最も高い地点との垂直距離が 1m を超えるもの

(報告)

第 6 条 届出者は農地改良の工事が完了したときは、速やかに完了報告書を委員会に提出しなければならない。

(是正の指導)

第 7 条 届出の内容と異なった工事を行っている者等を発見した場合は、事業者及び土地所有者から事情を聴取し、速やかな是正を指導するものとする。

2 前項の農地改良の違反行為が違反転用であると認められる場合は、農地法関係事務取扱要領（農業委員会の部）違反転用関係事務により、勧告等の適切な是正措置を講じる。

(届出書の提出要請)

第 8 条 委員会は、届出書の提出を欠いて造成中の農地改良を発見した場合は、事業者及び土地所有者から、速やかに届出書を提出させるものとする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、農業委員会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 11 日から施行する。
- 2 畑地転換等指導要領は、廃止する。